

平成29年度

行政監査報告書

益田市監査委員

目 次

第1	監査のテーマ及びテーマ選定理由	1 頁
1	監査のテーマ	1 頁
2	テーマ選定理由	1 頁
第2	監査の対象・範囲	1 頁
第3	監査の期間	2 頁
第4	監査の方法	2 頁
第5	監査の要点	2 頁
第6	監査の結果	2 頁
1	監査対象の項目	2 頁
2	監査調書の報告状況	2 頁
3	随意契約の根拠となる法令等	4 頁
4	施行令適用の実態について	5 頁
5	業者選定数について	6 頁
6	1者による随意契約の理由について	7 頁
7	落札率について	9 頁
第7	意見・要望	10 頁
1	入札監理室の合議について	10 頁
2	緊急対応のための1者随契について	10 頁
3	見積書の省略について	11 頁
第8	まとめ	11 頁
資料1	施行令上の根拠別契約数 課別内訳	13 頁
資料2	関係法令一覧	15 頁

(注解)

- 1 文中及び各表中の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
- 2 構成比率は、合計が「100」となるように一部調整した。

行政監査報告書

益田市監査委員 長 戸 保 明

益田市監査委員 林 卓 雄

第1 監査のテーマ及びテーマ選定理由

1 監査のテーマ

随意契約事務の執行実態について

2 テーマ選定理由

地方公共団体において締結する契約は一般競争入札によることが原則とされるが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項において「政令で定める場合に該当するときに限り」随意契約によることができることとされている。

当市においても多くの業務が外部団体・業者等との契約により執行されており、随意契約も相当数に上る。随意契約はスピードの要求される業務や、地域特性、業務自体の特殊性を考慮して柔軟に業務を遂行するために必要な措置であるが、ややもすると法の趣旨を軽視して、随意契約ありきで業務が執行され、事業の意義が損なわれる危険性もはらんでいる。また当市の場合、入札監理室において随意契約が認められた案件は、以後の事務は所管課において執行することとなり、課ごとに執行実態が異なる場合には市全体の契約事務の不均衡につながる懸念もある。各課における契約事務の実態を把握することで、これらのマイナス要因に対する注意を喚起し、関連する事務事業全般の透明性、公平性、効率性を改善する手がかりを得る効果が期待できることから監査のテーマとして選定した。

第2 監査の対象・範囲

平成28年度に当市（地方公営企業を除く）と外部団体・業者等（国・県及びこれらに準ずる公的機関を除く。）との間において締結された委託等契約業務全般のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号までに該当する随意契約を対象とした。

ただし、予定価格が5万円以下の契約については、益田市契約規則（昭和59年3月23日益田市規則第2号。以下「規則」という。）第19条第2項第4号の定めにより見積書を徴することなく課長専決による執行が可能であるため、特に契約書・請書を作成した場合等を除き、対象外とした。

上記により本監査の対象とした契約の総称として「対象契約」という記載を用いる。

第3 監査の期間

平成29年10月16日（月）から同年12月27日（水）まで

第4 監査の方法

当市に属する全ての部署（課単位）に監査調書の提出を求め、書類調査を行った後、調査結果に応じて監査委員が後日改めて指名する部署（同上）の関係職員から説明を聴取した。

第5 監査の要点

主な監査の着眼点は次のとおりである。

- 1 随意契約とすることの妥当性に疑問のある案件はないか。
- 2 施行令第167条の2第1項中各号に該当する理由が十分に説明されているか。
- 3 業者選定理由は適切か（特に1者の場合）。
- 4 見積参加業者数は適切か。
- 5 契約事務全般において入札監理室の指導を順守しているか。

第6 監査の結果

提出された監査調書及び関係職員から聴取した内容は、以下のとおりである。

1 監査対象の項目

監査調書においては各対象契約の以下の項目について報告を求めた。

- 1 事業名（契約業務名）
- 2 予算額
- 3 適用する施行令の号数（第167条の2第1項中）
- 4 業者選定理由
- 5 見積依頼者数・参加者数
- 6 予定価格・契約額
- 7 事業内容

2 監査調書の報告状況

原則としてすべての対象契約についての提出を求めたが、契約件数の多いいくつかの部課においては通常業務への影響を考慮し、協議のうえ抽出による報告を認めた（抽出する契約は監査委員において指定）。

従って本報告書において報告する数値は、対象契約のすべてを反映していない。全体の報告件数は以下の表1のとおり1,273件となり、すべての対象契約の90%強を網羅していると思われる。

表1 部・課別対象契約報告件数（実契約件数ではない）

部	件数	課	件数	課	件数
議会事務局	0				
政策企画局	80	政策企画課	17	秘書広報課	5
		人口拡大課	17	情報政策課	41
総務部	71	総務管財課	28	税務課	14
		財政課	3	市民課	8
		人事課	11	危機管理課	7
福祉環境部	231	保険課	7	障がい者福祉課(※2)	18
		子育て支援課	44	高齢者福祉課	32
		子育て支援センター	3	環境衛生課	36
		健康増進課	47	久城が浜センター	25
		福祉総務課(※1)	11	人権センター	8
産業経済部	118	産業支援センター	8	林業水産課	61
		農業振興課	9	観光交流課	40
建設部	158	都市整備課	40	建築課	22
		土木課	40	下水道課	30
		地籍調査課	26		
水道部	62	業務第2課	62		
美都総合支所	85	住民福祉課	31	地域づくり推進課	35
		教育委員会分室	4	建設課	15
匹見総合支所	107	住民福祉課	39	地域づくり推進課	37
		教育委員会分室	15	建設課	16
五輪キャンプ誘致推進室	1				
出納室（契約物品除く）	9				
教育委員会事務局	266	教育総務課	71	文化財課	15
		学校教育課	76	高津学校給食センター	3
		社会教育課	101		
農業委員会事務局	3				
選挙管理委員会	21				
消防本部	44				
監査・公平事務局	0				
合計	1,256				
契約物品	17				
合計（契約物品含む）	1,273				

(※1)(※2)…平成28年度は生活福祉課

なお後述するとおり、予定価格の設定のないものが 62 件、特定の費目に集計できない共通物品が 17 件あるため、各集計の際の対象件数は以下ようになる。

- ・落札率の集計 …1,211 件（各課契約 1,194 件＋共通物品 17 件）
- ・款別、節別、課別の集計 …1,256 件（各課契約 1,194 件＋予定価格なし 62 件）

3 随意契約の根拠となる法令等

随意契約を行う場合は、先に述べたとおり施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までのいずれかに該当するものでなければならない。各契約の執行に当たって根拠とされた施行令の適用号数別の内訳は以下のとおりである。

表 2 施行令上の根拠別契約数内訳（該当号数の記載のないものは除く）

号	説明	件数	比率(%)
1	予定価格が、市が規則で定める額を超えない契約	396	31.04
2	契約の性質・目的が競争入札に適しないものの契約	597	46.79
3	障がい者支援施設・シルバー人材センター等との契約	41	3.21
4	新たな事業分野開拓を図る者として認定を受けた者との契約	0	0.00
5	緊急の必要により競争入札に付すことができない契約	189	14.81
6	競争入札に付することが不利と認められる契約	22	1.72
7	時価に比して著しく有利な価格での締結見込みのある契約	26	2.04
8	入札者がいない、又は再度の入札で落札者がいないものの契約	4	0.31
9	落札者が契約を締結しないとき	1	0.08
合 計		1,276	100.00

※該当の重複があるため表 1 の合計件数（1,273 件）と一致しない。

第 2 号「性質・目的が競争入札に適しないもの」が最も多く 46.79%、次いで第 1 号「市が規則で定める額を超えないもの」が 31.04%、第 5 号「緊急につき入札に付すことができないもの」が 14.81%となっている。

なお、上記を課別に表示した集計表を別表として巻末に掲載する。

4 施行令適用の実態について

表2の施行令の適用について、以下に各号ごとの具体例を示す。

<p>(第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第18条に定める以下の額を超えないもの <table border="0"> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお予定価格が上記を超えなくても、他の要件を考慮のうえ競争入札に付して執行する場合もある。これらは対象契約に含めない。</p>	1 工事又は製造の請負	130万円	2 財産の買入れ	80万円	3 物件の借入れ	40万円	4 財産の売払い	30万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円
1 工事又は製造の請負	130万円											
2 財産の買入れ	80万円											
3 物件の借入れ	40万円											
4 財産の売払い	30万円											
5 物件の貸付け	30万円											
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円											
<p>(第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位契約や協定に基づき、契約相手が定められているもの (県立大学との地域課題等研究事業 等) ・業務内容等により契約相手が限定されるもの (既存システムの改修、地元自治会等と契約する当該地区限定業務 等) ・特定の相手との契約を目的とするもの (キャラクターの著作権元と契約する印刷業務 等) ・不動産の購入又は借入れ 												
<p>(第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設へ印刷物を発注するもの ・受付や清掃業務をシルバー人材センターに委託するもの 												
<p>(第4号) 該当なし</p>												
<p>(第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険回避のため早急に対応する必要があるもの (道路破損個所の修繕、落石注意看板の新設、倒木処理用機械借上げ 等) ・ライフライン確保のため早急に対応する必要があるもの (高齢者施設の空調修理、給排水設備の修繕、生活バスステップ修理 等) ・その他住民サービスの観点から早急に対応する必要があるもの (し尿処理施設改修、市営駐車場精算機修繕、温泉施設内装等修繕 等) 												
<p>(第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理業務等において、指定管理施設との一元管理により効率的に維持できるもの (下波田最終処分場管理業務 等) 												

<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材搬出業務を林材販売契約業者とおこなうもの (大山市有林間伐材搬出業務) ・改修工事等で、既に隣接地の工事を請け負っている者と契約し効率的に行うもの
<p>(第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎データを有している者と安価に契約できるもの (道路台帳更新業務委託) ・改修工事等で、既に隣接地の工事を請け負っている者と契約し効率的に行うもの (第6号と一部重複)
<p>(第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再度の競争入札に付したが落札者がいないもの (携帯電話等基地局施設整備事業、高齢者施設ナースコール改修 等)
<p>(第9号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札に付し落札したが、落札者が辞退したもの (地籍調査事業)

5 業者選定数について

規則第19条第2項において、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」としているが、一方で施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の場合その他の理由で、1人の者に限定して見積書を徴取せざるを得ない場合もある。

この業者選定数について調査したところ、1件当たり平均は全体で1.51者であり、件数としては1者から見積書を徴取している場合が最多であった。

業者選定数の決定状況は以下のとおりである。

表3 業者選定数別件数及び割合

業者数	0者	1者	2者	3者	4者	5者	6者以上	合計
件数	42	877	101	146	54	21	32	1,273
比率(%)	3.30	68.89	7.93	11.47	4.24	1.65	2.52	100.00

※「0者」は、実質1者だけが見積りを徴していない場合。

0者と1者の合計は919件(72.19%)となる。

6 1者による随意契約の理由について

上記表3により72%に上る(0者を含む)1者随契について、1者とする理由を大まかに性質で分類すると以下ようになる。

なお表中「性質名」については特段の定義はなく、便宜的なものである。

表4 1者随契の性質別分類

	性質名	説明	件数
1	実績重視	過去の実績、業務への精通度、現場の熟知等を重視	158
2	継続性重視	業務の継続性を重視し、従前の者を選定	27
3	緊急対応	緊急性最優先で、対応可能な者を主に選定	132
4	関連業務	既存の業務・機器に関し同一の者が合理的な場合	256
5	専門業務	専門的業務のため対象者が限定される場合	89
6	福祉目的	シルバー人材センター等との契約(施行令167の2①-3)	31
7	地域・任意団体	自治会ほか公共性のある任意団体等との契約	54
8	特定活用	特定の者が持つ権利・能力等を目的とする場合	47
9	選択不可	現実に履行できる者が1者のみの場合	75
10	入札不成立	入札者なし、不落等によりやむを得ず選定	3
11	専門団体	業務履行を目的として組織した団体との契約	22
12	その他	後述(表5にて説明)	25
合計			919

上記の性質別分類の具体例としては以下のようなものがある。

表5

1者随契の性質別分類の具体例

	性質名	事例
1	実績重視	<ul style="list-style-type: none"> ・類型的業務の豊富な請負実績がある。 ・工事現場近くに事業所を持つ業者を選定する。
2	継続性重視	<ul style="list-style-type: none"> ・係争中案件がある(顧問弁護士)。 ・医療・福祉系業務で利用者への影響を重視 ・広報印刷物等のデザイン継続目的
3	緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備修繕 ・道路等インフラの修繕
4	関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・既存システムの改修業務 ・機器の保守受託業者による修繕 ・車検に伴う修繕

		<ul style="list-style-type: none"> ・リース機材返却時検査に基づく修繕 ・印刷原版所有業者による増版
5	専門業務	<ul style="list-style-type: none"> ・土地鑑定（時点修正） ・地域包括支援センターの運営業務 ・スポーツ施設設備の修繕・改修 ・健康診断業務
6	福祉目的	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターとの契約 ・障がい者就労支援施設との契約
7	地域・任意団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会との施設清掃契約 ・地区観光振興団体との契約 ・各地区有害鳥獣捕獲班との契約
8	特定活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特定媒体への広告掲出 ・キャラクター版権元との契約 ・土地建物借上げ ・特定人物の講師派遣業務委託
9	選択不可	<ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の継続使用 ・医療等業務総合賠償保険加入 ・県施工工事に合わせて行う工事 ・同業者組合との契約
10	入札不成立	<ul style="list-style-type: none"> ・不落により最低応札業者を選定 ・落札者契約不履行により次点の者を選定
11	専門団体	<ul style="list-style-type: none"> ・成人式実行委員会（新成人で結成）との契約 ・児童クラブ運営委員会 ・空き家バンク事業者会
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上位事業、計画に基づく契約 （県立大学包括連携協定等） ・公募プロポーザルによる決定 （公会計システム導入・設定等） ・市が決定できないもの （児童クラブ設備修繕：建物所有者が指定）

7 落札率について

予定価格が設定された対象契約については落札率を算定した。

算式は「落札率 = (契約価格 ÷ 予定価格) × 100」とした。

落札率の集計が可能な 1,211 件の落札率の平均値は 93.05%であった。

このうち各課の契約による 1,194 件の平均値は 93.45%であった。

なお、下記の表 6～8 には含まれないが、出納室において契約し各課が購入する
共通物品 17 件の落札率平均値は、65.16%であった。

表 6 落札率から見た件数分布 (5 パーセント毎)

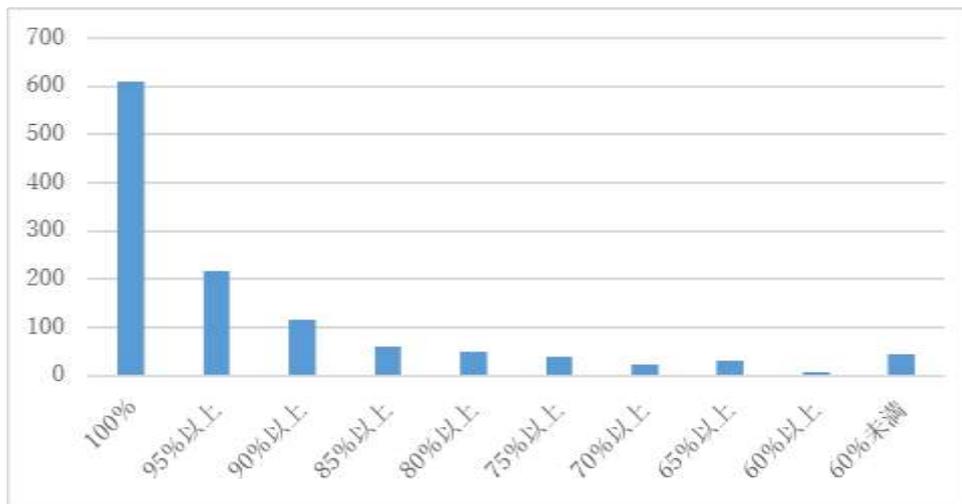


表 7 落札率平均 (款別)

(単位：%)

会計／款		落札率	会計／款		落札率
一般会計	議会費	該当なし	特別会計	国民健康保険事業	89.99
	総務費	94.44		国保美都診療所施設	該当なし
	民生費	95.85		国保澄川診療所施設	100.00
	衛生費	93.62		国保道川診療所施設	100.00
	労働費	該当なし		後期高齢者医療	該当なし
	農林水産業費	95.56		簡易水道事業	99.38
	商工費	96.14		市有林事業	90.93
	土木費	92.40		造林受託事業	83.02
	消防費	92.79		匹見財産区	該当なし
	教育費	91.04		駅前地区市街地再開発事業	該当なし
	災害復旧費	97.64		農業集落排水事業	91.62
	公債費	該当なし		公共下水道事業	96.25
	特別会計	施設貸付事業		94.10	駐車場事業
介護保険		95.31	土地区画整理事業	82.77	

表8 落札率平均（節別） (単位：%)

節名	落札率
報償費	99.70
需用費	91.02
役務費	93.42
委託料	96.38
使用料及び賃借料	93.00
工事請負費	96.45
原材料費	80.04
備品購入費	77.11

第7 意見・要望

監査の結果における意見・要望事項は次のとおりである。

なお、事務処理上の軽微な過誤等については、その都度関係職員に対して指摘したので記述を省略した。

1 入札監理室の合議について

前述のとおり、予定価格が5万円を超える契約については、業者選定にあたり入札監理室の合議が必要となる。しかしながら、必要と思われるのに合議を得ていないと回答のあった契約が11件あった。

特に1者随契にあつては、その理由を明確にする意味でも最低限この合議が不可欠となる。既に内部で指摘があり、平成29年度分から取り扱いを改めているものがあることも確認している。各部・課において業務に対する議論や意見交換を活発に行い、こうした自発的な改善を進められることを望みたい。

2 緊急対応のための1者随契について

緊急対応を理由に随意契約を行った業務については、決裁日と契約日の関係に着目した。

市民の安全や日々の生活に直接影響する突発的事態に当たって、入札を省略したり(施行令第167条の2第1項第5号)、1者随契として見積合わせを省略したり(規則第19条第2項第1号)して緊急対応しなければならないことも多い。そうした事例ではほとんどの場合、決裁をもって契約相手が決定することとなるが、その後の対応に手間取り、契約までに日数的乖離が生じてしまうと、緊急対応を認めた意味合いが薄れてしまうことになる。

業務内容によっては契約額積算に時間を要するなど、いかに緊急の1者随契であっても、数日から1週間程度の間隔が開くのはやむを得ないものもあるが、そうした事情を考慮してもなお疑問を持たざるを得ないものが散見されたのも事実であり、改善が望まれる。

なお規則第21条においては、「契約担当者は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。」とされているところである。市の契約事務に係る基本的な約束事として、認識を新たにされることを望む。

3 見積書の省略について

福祉サービス事業等において単価契約を締結するものは多くあるが、相手方や単価の決定を決裁のみで行っているものが見受けられた。社会福祉法人の公共的側面等から、通常の契約手順が馴染みにくいことは理解するものの、施行令や規則との整合性を曖昧にしたままでは後々問題になりかねない。法令や要綱等に金額的基準があるものを除いては通常の契約手順に従うのが基本であり、例外を認めるのであれば市全体において取扱いの標準化を図るよう検討されたい。

なお、施行令第167条の2第1項第3号は障がい者支援施設等との随意契約について定めているが、予定価格や見積書の省略を認めるものではないので留意されたい。

第8 ま と め

随意契約の際に見積書の徴取を省略できる場合について、県内他市においてはその予定価格を20～30万円未満の場合と定めていることが多い。対して当市の場合は5万円以下であり、見積書が必要となる契約は相対的に多いと思われる。今回の監査において、課によってばらつきはあるものの、多い課では随意契約だけで100件前後の契約をこなしている実情が明らかとなり、契約事務の省力化を進めることの重要性を改めて認識するに至った。

ただ、ここで言う省力化とは、広く全庁的な観点から、手順上過剰な部分を他の簡易な方法に置き換えるなどの検討を行うことであり、契約事務担当者の裁量を増やすことではない。第7の意見・要望として挙げたものは、事務の省力化には寄与したであろうが、同時に客観性・透明性においてマイナス面も指摘せざるを得ないところであり、方向性としては考え直す必要がある。

1の入札監理室の合議については、要不要の線引きははっきりしているので、その不徹底が問題であるということになる。業務によっては当事者意識が薄い（必要だという意識がない）ということも考えられるので、契約事務等の研修を充実させるとともに、あらゆる業務を想定した事例集を作成し配布する等の方法により、実務担当者のみならず課長等責任者レベルにおいても徹底すべきと考える。また例外的な取り扱いを容認するのであれば、基準となる具体的事例を示し、曖昧な部分を残さないよう

に配慮する必要がある。

2の緊急案件については、「緊急」の意味を2段階で考える必要がある。あらかじめ1者を指定することは業者選定段階の時間短縮については有効だが、事業執行段階にあってその業者が事態に素早く対応できる状態にない場合は、トータルで時間短縮にならない可能性もある。

言うまでもないことだが、緊急案件における最優先は当該事業の完了を急ぐことであり、それによって市民や関係者の被る不利益を最小限にとどめることである。そのために、まずは応急処置も含め緊急対応可能な業者との契約を念頭に置き、その業者との契約を可能とする方策として1者随契の手法を選ぶというのが本筋である。1者随契が目的化するなど、本末転倒にならないように注意しなければならない。

3の見積書の省略については、不徹底の是正はもちろんであるが、手順の煩雑な部分の見直しも含めた契約事務の再検討が望まれる。見積書の徴取については、施行令第167条の2第1項第3号の該当案件にとどまらず、例外を認めるのであれば市全体において取扱いの標準化を図るようにと述べた。そこからさらに進んで、例外を含む契約事務全般についても事務フロー改善の余地があるのではないかとと思われる。

県内他市においては、同第2号の該当であれば予定価格の設定や見積書の徴取を省略できるとしている事例もある。また見積書不要ラインである予定価格を5万円以下とする定めについて、やはり他市の実例を参考にして引き上げを検討することも有意義かもしれない。もちろん法令の趣旨を損なうことのないよう慎重な検討を要するが、簡便で要点を押さえた事務手順であれば、結果的に遵守したほうが省力化できるという効果を生むことも期待できるのではないかとと思われる。

契約を含む行政事務事業の遂行に当たっては、今後ますます迅速性、透明性が要求されてくるものと思われる。日々の業務において締結する契約書一つ一つが、そうした迅速性・透明性を市民に対して開示する機会であることをいま一度心に刻み、より一層の真摯な姿勢をもって事務対応に当たるよう職員一人一人の自覚を促したい。

資料 1

別表 施行令上の根拠別契約数 課別内訳 (第 6 の 3 表 2 関連)

		集計 件数	施行令適用号数								
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
議会事務局		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政 策 企画局	政策企画課	16	4	12	0	0	0	0	0	0	0
	人口拡大課	17	11	4	0	0	2	0	0	0	0
	秘書広報課	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0
	情報政策課	41	1	39	0	0	0	0	0	1	0
総務部	総務管財課	28	13	10	1	0	3	1	0	0	0
	財政課	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0
	人事課	11	2	9	0	0	0	0	0	0	0
	税務課	14	4	10	0	0	0	0	0	0	0
	市民課	9	1	7	0	0	0	0	1	0	0
	危機管理課	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0
福 祉 環境部	保険課	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0
	子育て支援課	44	10	30	2	0	2	0	0	0	0
	子育て支援センター	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0
	健康増進課	47	4	42	1	0	0	0	0	0	0
	福祉総務課	11	2	8	0	0	1	0	0	0	0
	障がい者福祉課	18	4	14	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者福祉課	33	8	18	2	0	4	0	0	1	0
	環境衛生課	36	12	21	0	0	0	3	0	0	0
	久城が浜センター	25	8	9	0	0	8	0	0	0	0
	人権センター	8	1	5	0	0	2	0	0	0	0
産 業 経済部	産業支援センター	8	4	2	0	0	1	1	0	0	0
	農業振興課	9	2	2	0	0	5	0	0	0	0
	林業水産課	61	26	28	0	0	4	1	1	1	0
	観光交流課	40	18	18	3	0	1	0	0	0	0
建設部	都市整備課	44	13	11	13	0	7	0	0	0	0
	土木課	40	10	4	0	0	24	0	2	0	0
	地籍調査課	26	9	16	0	0	0	0	0	0	1

	建築課	22	9	0	0	0	13	0	0	0	0
	下水道課	28	10	11	0	0	6	1	0	0	0
水道部	業務第2課	62	0	23	1	0	38	0	0	0	0
美都総合支所	住民福祉課	31	14	11	4	0	2	0	0	0	0
	教育委員会分室	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	地域づくり推進課	35	4	1	2	0	11	1	16	0	0
	建設課	15	1	0	0	0	13	0	1	0	0
匹見総合支所	住民福祉課	39	18	15	2	0	1	2	1	0	0
	教育委員会分室	15	8	6	1	0	0	0	0	0	0
	地域づくり推進課	37	6	11	0	0	12	8	0	0	0
	建設課	16	8	1	0	0	7	0	0	0	0
五輪キャンプ誘致推進室		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
出納室		26	21	4	0	0	0	0	1	0	0
教育委員会	教育総務課	71	18	41	2	0	8	2	0	0	0
	学校教育課	78	31	42	0	0	4	0	1	0	0
	社会教育課	99	32	57	3	0	3	1	2	1	0
	文化財課	15	6	6	3	0	0	0	0	0	0
	学校給食センター	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局		3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局		21	2	16	1	0	2	0	0	0	0
消防本部		44	32	8	0	0	4	0	0	0	0
監査・公平事務局		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,276	395	598	41	0	189	22	26	4	1

※該当の重複があるため表1の合計件数(1,273件)と一致しないのは表2と同様である。

※該当号数の記載のないものを除く。

資料 2

関係法令一覧

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（昭三八法九九・全改、平一四法一五二・平一八法五三・一部改正）

○地方自治法施行令（抜粋）

（昭和二十二年五月三日）

（政令第十六号）

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務

省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（昭三八政三〇六・全改、昭四九政二〇三・昭五七政二四〇・平一二政五五・平一六政三四四・平一八政三一九・平二〇政二五・平二三政二五二・平二三政二九六・平二三政四一〇・平二四政二六・平二五政五・平二五政三一九・平二六政三

○益田市契約規則（抜粋）

昭和59年3月23日

益田市規則第2号

（随意契約）

第18条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表の右欄に定める額とする。

第19条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第11条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

2 契約担当者は、随意契約による場合においては、契約書案その他必要な事項を示し、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、見積書の徴収を省略することができる。

- (1) 非常災害その他緊急を要する場合で、見積書を徴収することが困難な場合における契約をするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体と契約しようとするとき。
- (3) 官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき。
- (4) 予定価格が5万円以下のものであるとき。
- (5) 生鮮食料品等で見積書を徴する暇がないとき。

第19条の2 契約担当者は、施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 契約担当者は、前項の随意契約を締結したときには、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の締結状況
- (2) その他市長が必要と認める事項

(契約書の作成の省略)

第22条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。ただし、建設工事の請負契約及び公有財産に関する契約をするときを除く。

(1) 30万円を超えない売買、貸借、請負その他の契約をするとき。

(2) せり売りに付するとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合には、契約に必要な事項を記載した請書(様式第4号)を契約者から徴さなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

3 1件の金額が10万円未満である物品、労力その他のものを供給し、又は供給されるときは、前2項の規定にかかわらず契約書及び請書の作成を省略することができる。

別表(第18条関係)

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

平成 29 年度行政監査報告書

平成 30 年 3 月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町 1 番 1 号 益田市役所分庁舎

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp